

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
輪島市	三井地区(小泉・漆原、新保、細屋、内屋、市ノ坂、洲衛、与呂見、仁行、本江・渡合、中、興徳寺、大和町、長沢)	令和3年3月23日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	224.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	172.9ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	133.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	96.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	31.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<p>年齢の高齢化、家長が仕事で、じいちゃんが主に耕作携わることが多い。(小泉・漆原)  家長は耕作に対して、知識が無く、言われた事しか出来ない。(小泉・漆原)  耕作に係る費用等々が大きい。(コンバイン・トラクター・田植え機・その他)(小泉・漆原)  今後1年～4年後は、耕作に関しては出来るが、その後のことはわからない。ただ、荒地にはしたくないので、努力していきたいと思う。また、頼まれて耕作している所もあるので、すぐにはやめれない。(小泉・漆原)  認定農業者は隣集落にはいるが、今後は各耕作者が考えて検討するか、親戚又は友人関係に手伝ってもらい耕作を考えています。認定農業者も、高齢化になり、どう今後対応していくのか聞きたい。(小泉・漆原)  小泉地区には、茅葺庵があり、食事中に外を見ることができ、景色がいいので(晴夏秋)、なんとか水稻耕作を続けたいと思う方もいます。(小泉・漆原)  基盤整備に関して時間がかかるので、小泉地区では厳しい。いまの現状で、対応できる方がいればいい。(小泉・漆原)  認定農業者、新規農業者、会社関係等々が、補っていけるならば、考えがまた広がると思う。(小泉・漆原)  現在の耕作者ができなくなる前に、新たな農地の受け手の確保が必要。現況(区内の農地の耕作者は全員区外者。後継者はなし。)(細屋)  高齢化で人がいない(内屋)  日当たりが悪く数量が少ない。(内屋)  耕作放棄地が多くなってきている。(内屋)  高齢化で後継者不足は当然の事ながら集落の課題ではなく、収支が伴わず農業そのものに魅力がない。(洲衛)  担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。(洲衛)  用水・排水の掃除(洲衛)  耕作放棄田の管理(洲衛)  水田の排水も悪く耕作放棄地も多く周囲の草刈りも大変で耕作がしにくい。今、圃場整備の話が出ているが地権者との話し合いが難しい。(与呂見)  高齢化や中山間地という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や獣害被害等で耕作放棄地の増加等が課題となっている。(仁行)  担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。(仁行)  中心経営体Bの高齢。作業員不足。担い手なし。(本江・渡合)  65才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が14haあり、新たな農地の受け手の確保が必要である。(中)  高齢化や中山間という条件不利地であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加が課題となっている。従いまして、担い手が耕作しやすいように基盤整備が必要である。(中)</p>
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

入作を希望する認定農業者や農業に意欲のある新規就農者の受入れ促進。(細屋)  
農業者で意欲のある人に頼みたい。(内屋)  
集落内の農業者で意欲ある方を新たな中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進したりすることで対応していく。(洲衛)  
今の農地では担い手農家をお願いしにくいいため、圃場整備が必要ではないか。(与呂見)  
まずは基盤整備を行い、集落内の農業者で意欲のある方を中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進していくことで対応していく。(仁行)  
集落内の農業者で意欲ある方がいない為、他集落からの受入れ促進することにより、対応していく。(本江・渡合)  
耕作できなくなった農地について認定農業者に担ってもらう。(中)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	A	水稻	9.0 ha	水稻	9.0 ha	
集	B	水稻	10.5 ha	水稻	10.5 ha	
		かぼちゃ	0.1 ha	かぼちゃ	0.1 ha	
	C	水稻	1.2 ha	水稻	1.2 ha	
認農	D	水稻	1.9 ha	水稻	1.9 ha	
		飼料用米	1.6 ha	飼料用米	1.6 ha	
	E	水稻	4.5 ha	水稻	4.5 ha	
		飼料用米	1.5 ha	飼料用米	1.5 ha	
		かぼちゃ	0.1 ha	かぼちゃ	0.1 ha	
	F	水稻	4.1 ha	水稻	4.1 ha	
認農	G	水稻	9.9 ha	水稻	13.0 ha	
認農	H	水稻	14.4 ha	水稻	21.4 ha	
		小松菜	0.1 ha	小松菜	0.1 ha	
認農	I	水稻	3.0 ha	水稻	4.9 ha	
		アスパラガス	0.2 ha	アスパラガス	0.2 ha	
認農	J	水稻	3.3 ha	水稻	3.3 ha	
認農	K	水稻	7.7 ha	水稻	10.0 ha	
	L	水稻	3.0 ha	水稻	3.0 ha	
認農	M	水稻	4.3 ha	水稻	6.0 ha	
	N	水稻	0.6 ha	水稻	0.6 ha	
認農	O	水稻	1.1 ha	水稻	1.1 ha	
			ha		ha	
計	15人		82.1 ha		98.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。